

柏市清掃工場
基幹的設備改良工事及び運営事業

基本契約書（案）

柏市

●●株式会社

●●株式会社

目次

第1条	(目的及び解釈)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条	(事業日程)	1
第4条	(株主の誓約)	1
第5条	(役割分担)	2
第6条	(設計及び施工業務)	3
第7条	(運營業務)	3
第8条	(特別目的会社の保証)	3
第9条	(特別目的会社への支援)	4
第10条	(計算書類等の提出等)	4
第11条	(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)	5
第12条	(債務不履行等)	5
第13条	(秘密保持義務)	5
第14条	(参加資格喪失等による特定事業契約の不締結及び解除)	6
第15条	(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)	6
第16条	(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)	7
第17条	(特定事業契約不調の場合の処理)	8
第18条	(事業者間の調整)	8
第19条	(事業期間中の契約協議及び解除)	8
第20条	(準拠法及び管轄裁判所)	9
第21条	(基本契約の有効期間)	9
第22条	(解釈)	9
第23条	(定めのない事項)	9

柏市清掃工場基幹的設備改良工事及び運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である柏市（以下「市」という。）は、●●株式会社グループ（以下「落札者」という。）の構成企業たる●●株式会社、●●株式会社及び当該企業が設立した●●株式会社（以下「特別目的会社」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、この契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

（目的及び解釈）

- 第1条 本基本契約は、市、構成企業及び特別目的会社との間において、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 本基本契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 3 本基本契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が適用される。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第2条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 構成企業及び特別目的会社は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 各当事者は、本基本契約の有効期間中、本事業の遂行のために相互に協力するものとする。

（事業日程）

- 第3条 本施設の運営に係る業務を行う期間（本事業の事業期間）は、本基本契約締結日から令和24年3月31日までとする（以下当該期間を「事業期間」という。）。
- 2 事業期間のうち、本基本契約締結日から令和6年3月31日までの期間は、本施設の既存の運転事業者から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）とする。
- 3 事業期間のうち、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間は、本施設の基幹的設備改良工事を実施しながら本施設（ただし、工事請負事業者が基幹的設備改良工事に係る工事を実施中の箇所を除く。）の運営を行う期間（以下「工事運営期間」という。）とする。ただし、工事請負契約により変更できるものとする。
- 4 事業期間のうち、令和9年4月1日から令和24年3月31日までの期間は、本施設の運営を行う期間（以下「運営期間」という。）とする。

（株主の誓約）

- 第4条 構成員は、本基本契約の有効期間中、次の事項を市に対して誓約し、遵守する。

- (1) 特別目的会社の本店所在地を、市内とすること。
- (2) 特別目的会社の行う業務は、本施設の運営業務のみとすること。
- (3) 特別目的会社の定款に、会社法（平成17年法律第86号）第107条第1項第1号に定める事項を定め、かつ同法第108条第2項各号に定める事項に関する定款の定めを置かないこと。
- (4) 特別目的会社に対して全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外の者からの出資は認めないこと。
- (5) 代表企業は、特別目的会社の発行済み議決権付普通株式の50%超を継続保有すること。
- (6) 特別目的会社の資本金額は、金5,000万円以上とし、当該資本金の額を維持すること。
- (7) 特別目的会社の定款に、会社法第326条第2項に従った取締役会、監査役、会計監査人の設置の規定を設けること。ただし、会計監査人については、特別目的会社の代表企業に係る会計監査人である公認会計士又は監査法人が、同法第396条第1項の会計監査人による監査に準じて特別目的会社の会計監査を行う場合、この限りではないものとする。
- (8) 特別目的会社は、会計監査人（前項ただし書きの規定に基づく特別目的会社の代表企業に係る会計監査人を含む。以下同じ。）の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
- (9) 構成員は、構成企業及び特別目的会社が市との間で締結する全ての契約内容の履行が終了するまで、市の事前の書面による承諾なくして、特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わず、自ら又は自らが派遣する特別目的会社の取締役をしてかかる処分に係る承認請求を承認せず、かつ承認させないこと。
- (10) 構成員の特別目的会社株式の保有割合及び特別目的会社の資本金額は、別紙2のとおりとし、必要な新株を引き受けること。ただし、市の事前の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

（役割分担）

第5条 本事業において民間事業者の果たす役割は別紙3のとおりとし、民間事業者は、それぞれの役割につき以下の方法により業務実施責任を負う。

- (1) 本施設の設計及び施工は、工事請負事業者が単独で又は他の構成企業及び協力会社との共同で、これを行う。
- (2) 本施設の運営業務は、特別目的会社が構成企業若しくは協力会社に委託し又は特別目的会社の運転人員の派遣の受入等により、特別目的会社が行う。
- (3) 民間事業者（特別目的会社を除く。以下本号において同じ。）と市との間の調整及び民間事業者間の調整は、特別目的会社が行う。

(設計及び施工業務)

第6条 本施設の設計及び施工に係る業務の概要は、入札説明書等に定めるとおりとする。

- 2 工事請負事業者は、市との工事請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、工事請負契約、基本契約、要求水準書及び提案書類に従って、本施設の基幹的設備改良工事を行い、令和9年3月31日までに引渡しを行うものとする。
- 3 工事請負事業者は、工事請負契約の契約保証として工事請負契約の規定に基づき、保証を付さなければならない。
- 4 工事請負事業者が共同企業体を結成している場合は、工事請負事業者は別に市に提出する共同企業体協定書により前各項の義務を履行する。
- 5 第1項から前項までのほか、本施設の設計及び施工に係る契約条件の詳細は、工事請負契約による。

(運營業務)

第7条 本施設の運營業務は、統括マネジメント業務及び本施設（ただし、工事請負事業者が基幹的設備改良工事に係る工事を実施中の箇所を除くが、当該工事が完了した箇所は含む。次項及び第3項において同じ。）の運転・維持管理業務により構成され、その各概要は、入札説明書等に定めるとおりとする。

- 2 特別目的会社は、市との運營業務委託契約締結後、速やかにその業務に着手し、運營業務委託契約、基本契約、要求水準書及び提案書類に従って、本施設の統括マネジメント業務及び運転・維持管理業務を行う。
- 3 特別目的会社は、運転・維持管理業務として、工事運営期間及び運営期間に本施設の運転・維持管理を行う。
- 4 特別目的会社は、運営委託における契約保証として、運營業務委託契約の規定に基づき、保証を付さなければならない。
- 5 特別目的会社は、運營業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員等を自らの責任で確保しなければならない。
- 6 第1項から前項までのほか、本施設の運營業務に係る契約条件の詳細は、運營業務委託契約による。

(特別目的会社の保証)

第8条 構成員は、運營業務委託契約に基づく特別目的会社の市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。

- 2 前項の保証の額は、事業期間全体の運營業務委託契約に基づく委託費の総額（固定費と変動費の総額。変動費は計画搬入量に基づき算定する。）の100分の10に相当する金額から、次項に定めるところにより算定した金額（以下「保証債務履行累積額」という。）を控除した額とする。ただし、特別目的会社が市に対して損害賠償義務又は違約

金支払義務を負担する場合において、当該負担が構成員のいずれかの故意又は重過失により発生したときは、当該構成員は本項の定めにかかわらず、特別目的会社が市に対して負担する損害賠償義務又は違約金支払義務の全額を保証するものとする。

- 3 保証債務履行累積額は、保証債務の履行請求のあった日までに、当該日以前の市の保証債務履行の請求に基づき構成員のいずれかが支払った金額の総計とする。ただし、次の各号に定める場合に構成員が支払った金額は除く。
 - (1) 当該保証債務に係る債務が構成員のいずれかの故意又は過失により発生したものである場合
 - (2) 特別目的会社と構成員間の契約において構成員のいずれかの責めに帰すべき事由により発生したものである場合
 - (3) 構成員が履行した保証債務が、保険により又は第三者（特別目的会社を含む。）による保証債務の履行によって填補されている場合
- 4 市は、運営期間の変更、延長、委託費の変更その他運営業務委託契約又は主たる債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を代表企業に対して通知しなければならない。本条に基づく保証の内容は、市による通知に係る主たる債務の変更の内容に従って、当然に変更されるものとする。
- 5 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、代表企業に対して、保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 6 構成員は、代表企業が前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。
- 7 構成員は、市の同意を得た場合を除き、運営業務委託契約に基づく特別目的会社の債務が全て履行されるまで、当該構成員が保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

（特別目的会社への支援）

第9条 構成員は、特別目的会社が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合には、市と協議の上、その合意した内容に従い、連帯して、特別目的会社への追加出資又は劣後融資その他の財政的支援措置を講じるものとする。

（計算書類等の提出等）

第10条 構成企業は、市が求めた場合、会社法上作成が要求される計算書類及びその附属明細書の写しを市に提出しなければならない。なお、当該企業が監査法人又は公認会計士による監査を受けている場合は、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を市に提出するものとする。

- 2 構成員は、特別目的会社の取締役が選任若しくは解任された場合、又はその他提案書類で提案されている特別目的会社の経営体制が変更された場合は、特別目的会社をしてこれを速やかに市に報告させ、また特別目的会社はかかる報告をするものとする。

3 構成員は、会計監査人の監査を受けた特別目的会社の財務書類の写しを、特別目的会社の事業年度の終了後3ヶ月以内に毎年市に提出させ、また特別目的会社はかかる提出をしなければならない。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第11条 本基本契約の各当事者は、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(債務不履行等)

第12条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 本基本契約の各当事者は、本基本契約に関連して他の当事者（以下本条において「相手方」という。）から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示のときに公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、本基本契約の当事者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 本基本契約の各当事者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、本基本契約の各当事者は、以下に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等（柏市個人情報の保護に関する法律施行条例を含む。）に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本基本契約の各当事者が、市と守秘義務契約を締結したアドバイザー、及び自らと守秘義務契約を締結した構成企業又は特別目的会社の下請企業に開示する場合
- (5) 市が本事業に係る業務を構成企業又は特別目的会社以外の第三者に委託する場合

の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(参加資格喪失等による特定事業契約の不締結及び解除)

第14条 落札者が、本事業に係る入札説明書に規定する応札者の参加資格を有していなかった場合又はその後いずれかの特定事業契約が締結される前に落札者が当該参加資格を喪失した場合、その判明の時期を問わず、市は、特定事業契約のうち締結未了のものはこれらを締結しないことができ、また特定事業契約のうち締結済みのものはこれらを解除することができるものとし、このため構成企業及び特別目的会社に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)

第15条 市は、構成企業が本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため構成企業及び特別目的会社に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業又は構成企業が構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等」という。）に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい、構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成企業に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 構成企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 構成企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 構成企業は、前項各号のいずれかに該当するときは、市が特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、入札価格の100分の20に相当する額を違約罰としての賠償金として市が指定する期限までに支払わなければならない。構成企業が本基本契約を履行した後も、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、構成企業は、次の各号のいずれかに該当したときは、入札価格の100分の20に相当する額を違約罰としての賠償金として支払わなければならない。
 - (1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、構成企業が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 4 前二項の規定にかかわらず、市は、市に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、構成企業に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 5 第二項から前項までの場合において、構成企業は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）

第16条 市は、構成企業が次の各号のいずれかに該当するときは、特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため構成企業及び特別目的会社に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 法人等の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営

若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 構成企業は、前項各号のいずれかに該当するときは、市が特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、入札金額の100分の10に相当する額を違約罰としての賠償金として市が指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市は、市に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、構成企業に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

4 前二項の場合において、構成企業は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

(特定事業契約不調の場合の処理)

第17条 事由の如何を問わず特定事業契約の締結に至らなかった場合又は効力を生じなかった場合は、既に市、構成企業及び特別目的会社が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。ただし、第15条第1項又は前条第1項の規定に従い特定事業契約が解除され又は特定事業契約が締結に至らなかった場合には、市は構成企業に対し、本基本契約の規定に従い賠償金を請求することができる。

(事業者間の調整)

第18条 民間事業者間において本事業に係る業務の責任分担について問題が発生した場合は、民間事業者間で解決するものとし、特別目的会社は民間事業者（特別目的会社を除く。以下本項において同じ。）間の調整を行うものとする。また、構成企業は特別目的会社による民間事業者間の調整に協力しなければならない。

2 民間事業者の中のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって他の民間事業者に損害が発生した場合は、民間事業者間で解決するものとし、市は何ら責任を負わず、損害を被った民間事業者は、市に対して損害の賠償を求めることはできない。

(事業期間中の契約協議及び解除)

第19条 市は、契約条件その他の事項につき協議が必要と認めるときは、いつでも構成企業及び特別目的会社に対して協議を求めることができ、構成企業及び特別目的会社は同協議に誠実に応じなければならない。

- 2 市が特定事業契約に規定されている民間事業者の責めに帰すべき事由に基づき当該特定事業契約を解除した場合において、市が本事業を継続することが困難であると判断したときは、市は当該解除された特定事業契約以外の特定事業契約の全て又は一部を解除することができる。
- 3 前項に基づく解除により民間事業者に損害が生じた場合であっても、市は何ら責任を負わず、民間事業者は市に対して損害の賠償を求めることはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第20条 本基本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、市及び民間事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所松戸支部を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(基本契約の有効期間)

- 第21条 本基本契約は、市の議会の議決を経て、工事請負契約の本契約が締結されたことをもって有効とする停止条件付きの契約とする。
- 2 本基本契約の有効期間は、前項の規定により本基本契約が有効となったときから運営期間満了日までとする。ただし、第8条第1項の構成員による保証の期間は、運営期間満了日から1年を経過する日までとする。

(解釈)

- 第22条 本基本契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 2 本基本契約の変更は書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第23条 本基本契約に定めのない事項については、市及び民間事業者が誠実に協議して定めることとする。

本基本契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月●日

(市)

千葉県柏市五丁目10番1号

柏市

柏市長 太田 和美

(代表企業)

(構成企業)

(特別目的会社)

定義集

- (1) 「運營業務委託契約」とは、市と特別目的会社の間で締結される本施設の運営に係る運營業務委託契約をいう。
- (2) 「協力会社」とは、落札者のうち、構成企業ではないが業務の一部を構成企業又は特別目的会社から直接請負又は受託する企業をいう。
- (3) 「工事請負契約」とは、市と工事請負事業者の間で締結される本施設の基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約（仮契約を含む。）をいう。
- (4) 「工事請負事業者」とは、工事請負契約に基づき、単独又は特定建設工事共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (5) 「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (6) 「構成企業」とは、落札者のうち、市と基本協定及び基本契約を締結する企業を個別に又は総称していう。
- (7) 「代表企業」とは、構成員であり、落札者を代表する役割を果たす●●株式会社をいう。
- (8) 「提案書類」とは、本事業の入札において、落札者が入札時に提出した技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び入札書等の書類一式（ただし、その後に市の同意を得てこれらの書類が変更された場合は当該変更後の書類）をいう。
- (9) 「特定事業契約」とは、基本契約、工事請負契約及び運營業務委託契約を個別に又は総称していう。
- (10) 「特別目的会社」とは、落札者のうち構成員が株主として出資し、本施設の運營業務を目的として設立される会社をいう。
- (11) 「入札説明書等」とは、本事業を実施する民間事業者の入札に際して配布した以下の書類等及びこれらに関する質疑回答をいう。
 - イ 入札説明書
 - ロ 要求水準書
 - ハ 契約書（案）
 - ニ 様式集
- (12) 「本事業」とは、柏市清掃工場基幹的設備改良工事及び運営事業をいう。
- (13) 「本施設」とは、柏市清掃工場を構成する施設を個別に又は総称していい、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、その他の敷地内の外構設備等を含む施設全般により構成される。
- (14) 「民間事業者」とは、特別目的会社、構成企業及び協力会社を個別に又は総称していう。
- (15) 「要求水準書」とは、本事業の入札において市が公表した入札書類のうち要求水準書及びこれに関する質疑回答をいう。

別紙2

特別目的会社の資本金及び株主構成

特別目的会社の資本金の額 ●億円

特別目的会社の発行済株式の総数 ●株

出資者（代表企業）

商号 ●●株式会社

所在地

出資額

引き受ける株式の総数

別紙3

民間事業者の役割分担

役割	企業	区分	備考
統括マネジメント			
設計・施工			
運転・維持管理			